

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市三国町	坂井北部丘陵地地区	平成25年1月10日	令和3年3月4日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	275.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	150.1ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	45.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	16.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	21.1ha
(備考) ④の中心経営体数11経営体	

2 対象地区の課題

農業就業人口は過去30年で約6割減少しているなか、65歳以上の割合は約7割となっており、農業者の高齢化及び後継者不足が進行している。
 農業者が減少していることから、野菜の作付け面積が減少し、穀類(ソバ)の作付けが増加、そして管理休耕地が増加している。また、ナシ園は、植付けから40年以上経過し、高樹齢化が進んでおり、生産性低下が見られるため、改植等が急務となっている。
 さらに近年では、イノシシや中獣類(アライグマ等)による農作物や農業用施設の被害が坂井北部丘陵地にも拡大しており、その対策が課題である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

丘陵地全域において、認定新規就農者の受入れを推進することで対応していく。さらには、中小・家族経営など多様な経営体の強化を通じた農業経営の底上げも必要である。

加戸地域の農地利用は、白ネギを生産する家族経営の認定農業者、春菊などを生産する家族経営の認定農業者、スイカなどを生産する5経営体や梨などを生産する4経営体などが担う。

池上地域の農地利用は、イチゴを生産する農企業3経営体、野菜種苗を生産する農企業1経営体、芝を生産する農企業1経営体、酪農を経営する3経営体やスイカなどを生産する5経営体などが担う。

加戸、池上以外の嵩、平山、西谷などの地域の農地利用は、野菜苗を生産する農企業2経営体、トマトを生産する家族経営の認定農業者1経営体、ベビーリーフを生産する農企業1経営体やスイカなどを生産する5経営体などが担う。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	19経営体		34.24 ha		36.38 ha	
認農法	12経営体		36.23 ha		43.83 ha	
認就	8経営体		7.59 ha		15.68 ha	
	15経営体		63.14 ha		63.32 ha	
計	54経営体		141.2 ha		159.21 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>○農地の貸付け等の意向 丘陵地農業支援センターが中心となり、管理休耕となっている農地の所有者に対し、意向調査を行い、新規就農者や規模拡大を目指している既存の農家に農地をあっせんしていく。</p>
<p>○農地中間管理機構の活用方針 出し手あるいは受け手が農地中間管理事業を利用する意向がある場合は、積極的に事業を活用する。</p>
<p>○担い手の育成と確保の方針 新規就農者に対し、行政やJAのみならず、里親を含む地域がサポートする。 また第三者継承を推進し、既存品目の作付面積の維持拡大を図る。 園芸カレッジ入校生や農業系高校、さらには県立大学との人的繋がりを深め、将来的に独立就農する人材を確保する。</p>
<p>○基盤整備への取組方針 農業水利施設のストックマネジメントによる長寿命化を推進する。 「多面的機能支払制度」の推進と制度を有効活用し、農業用施設の維持管理に取り組む。</p>
<p>○新規・特産化作物の導入方針 園芸タウンの形成や条件不利地での果樹作付推進により、効率的な生産基盤を整備し、所得向上を図る。</p>
<p>○生産体制の高度化・効率化の取組方針 スマート農業実施に向けた事業活用や独自事業創出に向けた検討を行う。</p>
<p>○鳥獣被害防止対策の取組方針 圃場等に有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりの推進。 電気柵や固定柵の設置など有害獣の確実な侵入防止対策の支援。 農家や捕獲隊などと連携した有害獣捕獲の推進。</p>
<p>○災害対策への取組方針 大雪によるハウスの倒壊被害防止のため、耐雪型ハウスの導入に取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市三国町	三里浜砂丘地	平成27年3月19日	令和3年3月4日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	225.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	127.4ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	67.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	59.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.2ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>三里浜砂丘地は、令和元年度に5名が新規就農するなど就農希望者が多い地区であるが、他地域同様、農業者の高齢化及び後継者不足が課題である。</p> <p>さらに近年では、イノシシや中獣類(アライグマ等)による農作物や農業用施設の被害が三里浜砂丘地にも拡大しており、その対策が課題である。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>砂丘地全域において、認定新規就農者の受入れを推進することで対応していく。認定農業者はもちろん、中小・家族経営など多様な経営体の強化を通じた農業経営の底上げも必要である。</p>
<p>山岸地域の農地利用は、ニンジン等を生産する認定農業者1経営体や生産者グループ1経営体、ミディトマト等を生産する認定新規就農者8経営体などが担う。</p>
<p>黒目地域の農地利用は、コカブやメロン等を生産する認定農業者3経営体、ミディトマト等を生産する認定新規就農者1経営体などが担う。</p>
<p>米納津地域の農地利用は、スイカやダイコン、コカブ等を生産する認定農業者5経営体、コカブ等を生産する1経営体などが担う。</p>
<p>下野地域の農地利用は、コカブ等を生産する1経営体などが担う。また、沖野々地域の農地利用は、コカブ等を生産する1経営体などが担う。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	18経営体		46.28 ha		58.08 ha	
認就	9経営体		6.24 ha		7.4 ha	
	16経営体		21.48 ha		23 ha	
計	43人		74 ha		88.48 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>○農地の貸付け等の意向 三里浜砂丘地農業支援センターが中心となり、新規就農者や規模拡大を目指している既存の農家に農地を斡旋していく。</p>
<p>○担い手の育成と確保の方針 新規就農者に対し、行政やJAのみならず、里親を含む地域がサポートする。 また、既存品目の作付面積の維持拡大を図る。 園芸カレッジ入校生との繋がりを深め、将来的に独立就農する人材を確保する。</p>
<p>○産地形成 園芸タウンの形成により、効率的な生産基盤を整備し、所得向上を図る。</p>
<p>○生産体制の高度化・効率化の取組方針 スマート農業実施に向けた事業を活用する。</p>
<p>○鳥獣被害防止対策の取組方針 圃場等に有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりの推進。 電気柵や固定柵の設置など有害獣の確実な侵入防止対策を行う。 農家や捕獲隊などと連携した有害獣捕獲の推進。</p>
<p>○災害対策への取組方針 大雪によるハウスの倒壊被害防止のため、耐雪型ハウスの導入に取り組む。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	三国町池上地区(池上・美保・城ヶ原)	平成25年3月14日	令和3年3月4日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	90.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	54.1ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	7.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	20.0ha
(備考)	

2 対象地区の課題

池上集落については、(農)池上開発組合に地域の農業者が農地を集積し、参画することで、地域の農地の大半を維持してきたが、構成員の高齢化により水田の維持管理が今後困難となることが見込まれる。また、それ以外の集落については個人が自身の農地を耕作・維持しているが、同様に高齢化により、水田の維持管理が今後困難となることが見込まれる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

池上集落については、地域の農業者1名を今後の地域農業の担い手と位置づけ、育成を図る。位置づけた農業者は新たな法人を設立、水田の経営を行い、農業経営を行っていく。

その他の集落については、個人での経営がほとんどであるが、今後新たな法人へ農地を集約していく方向で検討を始める。

当地域は丘陵地の一部であり、圃場間にも段差があり、法面が大きい。担い手の営農の効率化を図るため法面の管理は地域住民が参画して実施する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	5経営体		19.5 ha		9.5 ha	
認農法	4経営体		33.3 ha		42.3 ha	
集	1経営体		17 ha		18 ha	
計	10経営体		69.8 ha		69.8 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>地域の農地の大半は既に農地中間管理機構を通じて集積されているが、集約を進めるため、新たな集積は農地中間管理機構を活用し行う。</p>
<p>当地域には酪農や肥育に携わる農業者も多いため、飼料としての稲わらの利用やたい肥等の農地への還元や、耕畜連携の取組を通し、農産物の収量向上や、経費削減により収益性の向上を図ることで、地域農業の維持発展を図る。</p>
<p>多面的機能支払制度を活用し、法面の補修や草刈りは地域住民が協力して実施する。</p>
<p>国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	丸岡町四ツ屋地区	平成26年1月27日	令和3年3月4日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	20.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	17.1ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	6.4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.0ha
(備考)	

2 対象地区の課題

地区内において70歳以上の農業者が経営し、後継者が未定の農地が6.4haある一方で、担い手の引き受け意向は2.0haであり、農地の引き受け手の確保が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

貸付意向のある農地と借受希望のある農地のマッチングを進めるため、農地中間管理事業を活用しながら集約を図る。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	2経営体		13.7 ha		13.7 ha	
計	2経営体		13.7 ha		13.7 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>近い将来、貸付け等の意向が確認された農地は、1.8haとなっている。</p>
<p>地域の農地の大半は既に担い手に集積されているが、集約を進めるため、新たな集積が生じた際には農地中間管理機構を積極的に活用する</p>
<p>多面的機能支払制度を活用し、農業基盤の維持管理活動は地域住民が協力して実施する。</p>
<p>国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。</p>

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	丸岡町牛ヶ島地区	平成26年1月27日	令和3年3月4日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	35.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	29.6ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	24.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.0ha
(備考)	

2 対象地区の課題

地区内において70歳以上の農業者が経営し、後継者が未定の農地が7.6haある一方で、担い手の引き受け意向は2.0haであり、農地の引き受け手の確保が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者の受入れにより対応していく。

貸付意向のある農地と借受希望のある農地のマッチングを進めるため、農地中間管理事業を活用しながら集約を図る。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	3経営体		14.6 ha		14.6 ha	
認農法	1経営体		2.6 ha		2.6 ha	
計	4経営体		17.2 ha		17.2 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

地域の農地の大半は既に担い手に集積されているが、集約を進めるため、新たな集積が生じた際には農地中間管理機構を積極的に活用する

多面的機能支払制度を活用し、農業基盤の維持管理活動は地域住民が協力して実施する。

国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	丸岡町千田地区	平成26年3月14日	令和3年3月4日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	23.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	20.0ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	—
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	—
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	5.0ha

2 対象地区の課題

地域内の耕地面積23.3haに対し中心経営体の経営面積は20.3haあり、地域の農地の集積は進んでいるといえる。中心経営体以外の経営する農地は3.0haに対し、中心経営体が引き受け意向を持つ農地が5.0haと上回っており、調整が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

現状においては中心経営体への集約化は進んでいると言えるため、今後も定期的に状況を確認する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	1経営体	水稲・大麦	16 ha	水稲・大麦	16 ha	
認農	3経営体	水稲・大麦	4.3 ha	水稲・大麦	4.3 ha	
計	4経営体		20.3 ha		20.3 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

地域の農地の大半は既に担い手に集積されているが、集約を進めるため、新たな集積が生じた際には農地中間管理機構を積極的に活用する

多面的機能支払制度を活用し、農業基盤の維持管理活動は地域住民が協力して実施する。

国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	春江町西長田地区	平成26年3月14日	令和3年3月4日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	87.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	52.5ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	12.4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	7.0ha

2 対象地区の課題

アンケート調査の回答のなかった非担い手の農地35.2haの今後の意向について不透明である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

アンケートでカバーできなかった農地35.2haの意向の確認を継続して行うよう関係機関と調整していく。

中心経営体以外の転作については大麦の作付けを基本とし、その経営は集落営農組織が行う。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	2経営体		14.2 ha		14.2 ha	
集	1経営体		24 ha		24 ha	
計	3経営体		38.2 ha		38.2 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

貸付け等の意向が確認された農地は、1.0haとなっている。

地域の農地の過半は中心経営体をはじめとした担い手に集積されているが、集積、集約を進めるため、新たな集積が生じた際には農地中間管理機構を積極的に活用する

多面的機能支払制度を活用し、農業基盤の維持管理活動は地域住民が協力して実施する。

国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	坂井町東長田地区	平成26年3月14日	令和3年3月4日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	77.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	70.5ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	3.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	—
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	30.0ha
(備考)	

2 対象地区の課題

地域の耕地面積77.8haのほとんどが中心経営体及びそれ以外の認定農業者により耕作されており、今後後継者未定の農地もないが、経営体の圃場が分散していることが課題である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地中間管理事業を活用した、農地の集約について検討を行う。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	1経営体		13.1 ha		13.1 ha	
認農法	2経営体		29.7 ha		29.7 ha	
集	1経営体		22 ha		22 ha	
計	11人		64.8 ha		64.8 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

地域の農地の大半は既に担い手に集積されているが、集約を進めるため、新たな集積が生じた際には農地中間管理機構を積極的に活用する

多面的機能支払制度を活用し、農業基盤の維持管理活動は地域住民が協力して実施する。

国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。